

**パナソニックグループ  
グリーン調達基準書  
(第6.5版)**

**施行 2022年10月1日**

**発行 2022年10月1日**

**公布 パナソニックグループ**

# 目 次

はじめに	- 2 -
本基準書の構成	- 3 -
I. パナソニックグループの環境経営	- 4 -
1. 環境基本方針	- 5 -
2. 環境行動計画「GREEN IMPACT PLAN2024」	- 6 -
3. 社会との共感を通じた取り組み	- 7 -
II. グリーン調達基準	- 8 -
第1章 総 則	- 9 -
第2章 グリーン調達方針	- 9 -
第3章 対象購入先様と購入先区分別要請	- 10 -
第4章 環境負荷低減の取り組み	- 11 -
第5章 コラボレーションによる成果の共有（ECO・VC活動）	- 17 -
第6章 サプライチェーン上流への働きかけ	- 17 -
第7章 運 用	- 17 -
III. グリーン調達運用マニュアル	- 18 -
1. 購入先様の取り組み状況把握手段	- 19 -
2. 購入先様評価の考え方	- 20 -
グリーン調達基準書の改定履歴	- 21 -

## はじめに

近年、地球温暖化の深刻化、資源枯渇の懸念、生態系の危機など、地球環境問題は、世界全体が抱える最重要課題の一つとなっています。

パナソニックグループは、地球環境を保全し持続可能な社会を実現するため1991年6月5日に「環境宣言」を策定し、全事業場で環境負荷低減を推進してきました。また、1999年3月10日に「グリーン調達基準書」を発行し、環境負荷低減に意欲的な購入先様との取引を推進してきました。

そしてパナソニックグループは、2010年、世界中の皆様とともに変革のうねりを起こすことを目指し、全従業員が実践する環境行動計画「グリーンプラン2018」を策定しました。パナソニックグループの事業活動と密接な関係を持つ購入先様・物流パートナー様(以降、パートナー様と記す)をはじめとするさまざまなステークホルダーと協働して、自社の枠を超えて、CO<sub>2</sub>削減、資源循環、水や生物多様性の保全、化学物質による人や環境への影響低減といったグローバルな環境課題に対する取り組みを加速しています。

パナソニックグループは、「より良い暮らし」と「持続可能な地球環境」の両立に向け、長期環境ビジョン「Panasonic GREEN IMPACT」を掲げ、2030年までに自社の事業に伴うCO<sub>2</sub>排出量を実質ゼロに、また2050年に向けては、現時点の全世界の排出総量約330億トンの「約1%」にあたる3億トン以上の削減貢献インパクト※の創出を目指し、事業活動に取り組んでいます。

※ 2019年 エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量 336 億トン(出典:IEA) 3 億トンは 2020 年の排出係数で算出

喫緊の課題である気候変動問題の解決に向けて、当社が持つ責務の大きさに向き合い、一つひとつの取り組み(ACT)の積み重ねによって、CO<sub>2</sub> 排出量の削減に貢献する様々な活動のインパクトを拡げることで、社会と共にカーボンニュートラルを目指します。

パナソニックグループは、この「グリーン調達基準書」に基づき環境に配慮した調達活動を推進し、購入先様とともに地球環境保全に貢献していきたいと考えています。購入先様におかれましては、パナソニックグループグリーン調達活動への一層のご理解とご協力をお願いします。

## 本基準書の構成

本基準書は以下の3部で構成されています。

I部の「パナソニックグループの環境経営」では、パナソニックグループの環境経営活動の中心をなす「環境宣言」、「環境行動指針」、「環境行動計画（GREEN IMPACT PLAN 2024）」の概要とサプライチェーン連携による環境負荷低減の加速が記載されています。

II部の「グリーン調達基準」では、パナソニックグループのグリーン調達方針や購入先様への具体的お願い事項が記載されています。なお、パナソニックグループ事業場は、立地する国の法律、条例、規則等や、事業形態、顧客要求などにより、本「グリーン調達基準」と異なるお願いをする場合があります。このような場合、購入先様は、パナソニックグループ事業場の要請を優先してください。

III部の「グリーン調達運用マニュアル」では、パナソニックグループのお願い事項に対する購入先様の対応状況を把握し、評価するための方法と手段が記載されています。

# I . パナソニックグループの 環境経営

パナソニックグループは、環境への姿勢を明確にするため、「環境宣言」を制定しています。これは、地球上すべてのものがともに栄えることがなければ真の発展・繁栄はありえないという「自然の理法」に基づく考えと、慈しみと公正な考え方で万物を生かすという「人間に与えられた使命」への自覚をもとに、さまざまな社会的責任を遂行する、という経営理念を環境の側面から示したものです。パナソニックグループはこの基本姿勢をもとに、全世界の事業場が規程・基準を制定し、環境保全にあたってきました。

2013年7月1日には、新たな環境経営の基本的な考え方である「環境基本方針」を改定しました。新たな「環境基本方針」は、環境に対するパナソニックグループ使命である「環境宣言」とその目指す姿の「環境行動指針」、さらに具体的行動目標である「環境行動計画」の3部で構成されています。「環境基本方針」では、持続可能な社会の実現を目指し、環境価値の創出を通じた事業発展に取り組むために、事業活動を通じた環境課題の改善と、社会の人々から共感を得て、環境取り組みを拡大することを明確化しています。

環境基本方針の実現にはパナソニックグループだけの活動では不十分であり、パナソニックグループの事業活動と密接な関係を持つパートナー様とともに、サプライチェーン連携による環境負荷低減の取り組みを進めてまいります。

## 1. 環境基本方針

### 1-1 環境宣言

私達人間には宇宙万物と共存し、調和ある繁栄を実現する崇高な使命が与えられている。我が社はこの人間に与えられた使命を自覚し、企業として社会的責任を遂行するとともに、この地球がバランスのとれた健康体であり続けるために環境の維持向上に万全の配慮と不断の努力をおこなう。

### 1-2 環境行動指針

私達は、持続可能な社会の実現を目指し、環境価値の創出を通じた事業発展に取り組めます。そのために、事業活動を通じて環境課題の改善を進めるとともに、社会の人々から共感を得て、環境取り組みを拡大します。

#### (1) 環境課題への取り組み

- ・生産活動、商品・サービスを通じてCO<sub>2</sub>削減に取り組めます。
- ・循環型モノづくりの追求を通じて、資源の有効活用に取り組めます。
- ・効率的な水の利用と汚染防止により、水資源の保全に努めます。
- ・化学物質による人や環境への影響を減らします。
- ・生物多様性への配慮とその保全に努めます。

#### (2) 社会との共感を通じた取り組み

- ・技術を強みに、お客様の環境価値を創出する商品・サービスを提供します。
- ・パートナー様とともに環境貢献活動を拡大します。
- ・地域社会とのコミュニケーションを深め、協力して環境課題へ取り組みます。

### 1-3 環境行動計画

環境行動指針に沿った具体的な環境行動計画を別途定め、適時見直しを行います。

## 2. 環境行動計画「GREEN IMPACT PLAN 2024」

パナソニック ホールディングス株式会社は、パナソニックグループの長期環境ビジョン「Panasonic GREEN IMPACT」で定める2050年の目標に向けたマイルストーンとして、2024年までの環境行動計画「GREEN IMPACT PLAN 2024」を策定しました。

この度、2050年の環境目標の達成に至るマイルストーンとして、自社バリューチェーンにおけるCO<sub>2</sub>排出の削減量や、社会のCO<sub>2</sub>排出の削減貢献量について、2024年までに実現する具体的な行動計画と2030年の目標を定めました。

購入先様との協働については、引き続き「パートナー様とともに環境貢献活動を拡大します」として、グリーン調達と「ECO・VC活動」(環境負荷低減とコスト合理化を同時に目指す活動)の推進目標を設定しており、パナソニック一社だけでなく、サプライチェーン全体にわたって様々なパートナー様と連携を深め、環境取り組みを加速していきます。

### 環境行動計画「GREEN IMPACT PLAN 2024」概要

		2020年度 実績	2024年度 目標
CO <sub>2</sub> / エネルギー	<b>OWN IMPACT</b> 自社VCのCO <sub>2</sub> 削減量*1	—	1,634万トン*2
	スコープ1,2 *1 CO <sub>2</sub> ゼロ工場 CO <sub>2</sub> 削減量	7工場 —	37工場 26万トン*2
	スコープ3 *1 顧客の製品使用 におけるCO <sub>2</sub> 削減量	—	1,608万トン*2
	<b>CONTRIBUTION IMPACT</b> 社会へのCO <sub>2</sub> 削減貢献量	2,347万トン	3,830万トン
資源/CE*3	工場廃棄物のリサイクル率	98.7%	99%以上
	再生樹脂の使用量(3年計*4)	43,300トン	90,000トン
	CE型事業モデル/製品	5事業	13事業

\*1 GHG プロトコル(温室効果ガス(Green House Gas)排出量の算定・報告の基準)による区分  
 \*2 CO<sub>2</sub>削減量の目標は2020年度を起点に差分を表記  
 \*3 Circular Economy(サーキュラーエコノミー)  
 \*4 3年の合計は実績が2019-21年度、目標が2022-24年度

### 3. 社会との共感を通じた取り組み

「持続可能な社会の実現を目指し、環境価値の創出を通じた事業発展」に向けては、パナソニックグループだけの活動では不十分です。そのために、GREEN IMPACT PLAN 2024 では、引き続き世界中の皆様とともに、変革のうねりを起こすことを目指し、パートナー様とともに環境貢献活動を拡大します。

そのため、パナソニックグループの事業活動と密接な関係を持つパートナー様をはじめとするさまざまなステークホルダーと協働して、自社の枠を超えて取り組みを加速し、「CO2/エネルギー」「資源/サーキュラーエコノミー(CE)」のみならず、水資源保全、化学物質管理、生物多様性保全などさまざまな分野で、サプライチェーン連携を通じたさらなる環境負荷の低減を図ります。

#### (1) 購入先様と環境貢献を拡大するグリーン調達推進

パナソニックグループは環境に配慮した製品づくりを購入先様とともに推進するために、1999年3月に「グリーン調達基準書」を発行・公開し、グリーン調達を実施してきました。購入先様にはパナソニックグループの環境への取り組みや考え方をご理解いただくとともに、ISO14001認証取得による環境管理体制の確立・維持向上、および購入資材の環境負荷低減を、グリーン調達基準に基づき要請しています。

#### (2) 環境貢献とコスト合理化の同時実現を目指すECO・VC活動の推進

2009年度より、購入先様と「ECO・VC(Value Creation)活動」を行っています。これはパナソニックグループの調達資材で、省エネルギー、再生可能エネルギーの導入、省資源、リサイクル材の使用などの環境配慮を行いながら、同時にコスト合理化も目指す取り組みです。製品や購入先様での省エネルギー、再生可能エネルギーの導入、製品の小型・軽量化や部品点数削減など、世界中の購入先様からアイデアをいただき進めています。これらの優れた取り組み事例は、購入先の皆様と共有し横展開を図るため、「ECO・VC活動表彰式・交流会」にて紹介しています。ECO・VC活動では、より多くのパートナー様の協力を頂き、温室効果ガス削減・循環型モノづくり(投入資源の最小化、リサイクル、脱石油材料への代替など)とコスト合理化の両立を目指しています。



## Ⅱ．グリーン調達基準

本「グリーン調達基準」では、パナソニックグループのグリーン調達方針や購入先様への具体的お願い事項が記載されています。

なお、パナソニックグループ事業場は、立地する国の法律、条例、規則等や、事業形態、顧客要求などにより、本「グリーン調達基準」と異なるお願いをする場合があります。このような場合、購入先様は、パナソニックグループ事業場の要請を優先するものとします。

## 第1章 総 則

目 的	<b>第1条</b> 本グリーン調達基準は、地球環境への負荷が少ない資材の調達、すなわち『グリーン調達』を推進するため、購入先様にパナソニックグループのグリーン調達方針と具体的な要請事項を開示し、購入先様にパナソニックグループの要請事項を順守いただくことを目的としています。
適 用	<b>第2条</b> 本グリーン調達基準は、パナソニックグループにおける資材の調達活動に適用されます。なお、資材とは、製品の製造に消費される原材料、部品、買入商品を総称します。また、ここでいう部品は、次の意味を含み、買入商品は、次の意味に用います。 <ol style="list-style-type: none"><li>1. 部品は、副資材等の構成材料(テープ、はんだ、接着剤等)、製品の包装部材、製品輸送のための包装部材、部品の納入者が輸送・保護に用いる包装部材を含みます。</li><li>2. 買入商品とは、パナソニックグループが設計・製造を委託した完成商品およびこれに準ずるもの、先方の規格または仕様で製造されてパナソニックグループが購入する完成商品およびこれに準ずるもの、販売促進用の商品等をいいます。</li></ol> <b>②</b> 製品の製造に使用される金型・機械設備、アフター部品試作資材等の調達活動については、本グリーン調達基準の必要な項目が準用されます。  <b>③</b> ソフトウェア、設計・デザイン外注、調査、翻訳といった情報成果物や役務などの調達活動については、本グリーン調達基準の必要な項目が準用されます。

## 第2章 グリーン調達方針

購入先群の構築	<b>第3条</b> パナソニックグループは、パナソニックグループの『環境基本方針』に賛同し、資材を提供いただく購入先群を構築します。
購入先様への基本要請	<b>第4条</b> パナソニックグループは、前条の購入先群を構築するため、購入先様に次の基本要請を行います。 <ol style="list-style-type: none"><li>1. 提供いただく資材の環境負荷低減に加え、購入先様の調達、生産、物流、開発、販売といった事業活動領域での環境負荷低減</li><li>2. パナソニックグループとのコラボレーションにより成果の共有</li></ol>

**購入先様の選定**

3. サプライチェーン上流への環境負荷低減の働きかけ

**第5条** パナソニックグループは、門戸開放と取引機会の均等を図るとともに、環境関連法令の順守、品質、価格、納期、サービス、技術開発力等に加え、次の環境負荷低減の活動に意欲的に取り組んでいる購入先様との取引を優先します。

1. 環境マネジメントシステムの構築
2. 化学物質管理の徹底
3. 温室効果ガス排出量の削減
4. 資源循環の推進
5. 水循環の推進
6. 生物多様性保全

**資材の選定**

**第6条** パナソニックグループは、必要な品質・機能・経済合理性に加え、次の環境負荷低減に関する諸項目を満たしている資材を優先的に採用します。

1. 資源・エネルギー・化学物質など環境に関する法律に適合していること。
2. 別途定める化学物質の含有量が把握されており、使用禁止物質を含有しないこと。
3. 使用にあたり、騒音、振動、悪臭等の発生が少ないこと。
4. 廃棄にあたり、化学物質、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染の発生等の環境負荷が低いこと。
5. 再生資源・部品の使用、小型省資源化、省エネルギー化が図られていること。
6. リサイクルしやすい設計がなされていること。
7. 資材に関する環境情報を公開していること。
8. 梱包部材についても上記内容と同様、省資源、リサイクル、減量および化学物質の含有量削減等がなされていること。

### 第3章 対象購入先様と購入先区分別要請

**対象購入先様**

**第7条** 本グリーン調達基準の対象とする購入先様は、資材、金型・機械設備、アフター部品試作資材等、情報成果物や役務等をパナソニックグループに納入する購入先様と原材料メーカー様とします。

② 購入先様が、商社である場合は、その製造メーカー様も対象とします。

**購入先区分**

**第8条** 購入先区分は、次の通りとします。

1. 購入先区分1は、第2条第1項の資材を納入する購入先様とし

購入先区分  
と取り組み  
要請

- ます。
2. 購入先区分2は、第2条第2項の製品の製造に使用される金型・機械設備、アフター部品試作資材等を納入する購入先様とします。
  3. 購入先区分3は、第2条第3項のソフトウェア、設計・デザイン外注、調査、翻訳といった情報成果物や役務等を納入する購入先様とします。

**第9条** 購入先様への環境負荷低減要請は、次の表の通りとします。なお、表中の「◎」は取り組みが必須であることを意味し、「○」は取り組みの適用可能な項目を準用することを意味し、「—」は取り組みが任意であることを意味します。また、「△」は、化学物質が設備等から製品に飛散・落下する場合や、化学物質が設備等との接触により製品に付着・移行する可能性がある場合に化学物質管理の要求事項の一部を適用することを意味します。(詳細はⅢ部グリーン調達運用マニュアルに記載)

環境負荷低減の取り組み	購入先区分1	購入先区分2	購入先区分3
環境マネジメントシステムの構築	◎	—	—
化学物質管理の徹底	◎	△	—
温室効果ガス排出量の削減	◎	○	○
資源循環の推進	◎	○	○
水循環の推進	◎	○	○
生物多様性保全	◎	○	○

## 第4章 環境負荷低減の取り組み

環境マネジメント  
システムの構築

**第10条** 購入先様は、ISO14001の認証取得を基本とする環境マネジメントシステムの構築と維持向上を行うものとします。

- ② 購入先様は、ISO14001の認証を未取得である場合は、ISO14001の認証の取得計画を立案し、取得活動を実践するものとします。
- ③ パナソニックグループは、前項のISO14001の認証未取得の購入先様であって他の第三者認証等(EMAS、EA21、ISO14005、他)を取得済みあるいは取得活動中の購入先様に、ISO14001認証取得を条件として、一定期間ISO14001の認証取得猶予を認めます。

第11条 購入先様は、最新の『パナソニックグループ化学物質管理ランク指針(製品版)』(以降、『ランク指針』と記す)を順守するものとします。ただし、購入先様に求める製品含有化学物質の不使用保証とは、規制値未満の保証であり、管理値未満の保証ではありません。なお、購入先様より納入いただく資材が、『ランク指針』の全部または一部の適用を除外する資材である場合は、パナソニックグループ事業場は、この旨を購入先様に連絡するものとします。

② 購入先様は、『ランク指針』の禁止物質レベル1として定められた「オゾン層破壊物質(HCF Cは除く)」を製造工程においても使用しないものとします。なお、製造工程とは、購入先様の上流取引先の製造工程を含みます。

③ 購入先様は、パナソニックグループ事業場の要請にしたがい、パナソニックグループ事業場が定めた最新の『製品に関する化学物質についての不使用保証書』(以降、『不使用保証書』と記す)を当該パナソニックグループ事業場に提出するものとします。なお、パナソニックグループ事業場は、次の要件を満たす『不使用保証書』を作成し、購入先様に提出を要請します。

1. パナソニックグループの発行する『不使用保証書』の内容が全て盛り込まれていること。
2. 『ランク指針』の改定等によりパナソニックグループの発行する『不使用保証書』が改定された場合は、速やかに、この改定内容が反映されていること。

④ 米国仕向けの製品に使用するプリント基板アッセンブリ(PCA)を含む資材を納入する購入先様は、パナソニックグループ事業場の要請にしたがい、『オゾン層破壊物質不使用の宣誓書』(以降、ODC宣誓書と記す)をパナソニックグループ事業場に提出するものとします。なお、ODC宣誓書の更新は不要です。

また、ODC宣誓書の提出にあたり、パナソニックグループ事業場は、該当購入先様にODC宣誓書の様式(環境通達2010-3-1(社内文書)に添付)を提供します。

⑤ 購入先様は、納入した資材に禁止物質が含有し、または製造工程において禁止物質が使用されたことを知った場合は、速やかにパナソニックグループ事業場に通知し、双方協議のうえ対応処置を行うものとします。

⑥ 購入先様は、パナソニックグループに納入する資材の化学物質

含有情報を自らが購入する資材の化学物質含有情報と自らの製造工程に関する科学的な知見や製造情報を基に整備するとともに、パナソニックグループ事業場の要請にしたがい、『製品化学物質管理システム』にデータ入力を行うものとします。

- ⑦ 購入先様は、資材の選定時、パナソニックグループ事業場の要請にしたがい、当該資材についてRoHS指令で定められた特定有害物質（以降、RoHS指令対象物質と記す）の含有濃度が規制値未満であることを証明する分析データをパナソニックグループ事業場に提出するものとします。また、RoHS指令対象物質に追加が決定された化学物質については、当該資材がパナソニックグループの納入禁止日以降も納入される場合には分析対象とします。
- ⑧ 購入先様は、パナソニックグループ事業場の要請にしたがい、納入している資材にRoHS指令対象物質の含有がないことを証明する分析データを定期的にパナソニックグループ事業場に提出するものとします。また、RoHS指令対象物質に追加が決定された化学物質については、当該資材がパナソニックグループの納入禁止日以降も納入される場合には分析対象とします。なお、パナソニックグループ事業場は、RoHS指令対象物質の含有リスクが極めて小さいと判断できる場合には、購入先様より製造条件（材料、工法、生産設備・製造場所、外注先、資材の購入先等）変更がなくRoHS指令対象物質の含有濃度が規制値未満であることを証明する書面等入手することで分析データ入手の代替とします。
- ⑨ 購入先様は、パナソニックグループ事業場の要請にしたがい、購入先環境品質保証体制監査（以降、購入先環境監査と記す）を受入れるものとします。なお、購入先環境監査は定期的実施されます。
- ⑩ 購入先様は、RoHS指令対象物質の混入の可能性（併行生産の有無、在庫資材のRoHS適合性など）を確認するものとします。混入の可能性がある場合（併行生産あり、在庫資材のRoHS適合性不明など）は、RoHS指令対象物質の混入防止対策を実施するものとします。
- ⑪ 購入先様は、購入先様のサプライチェーンにおけるRoHS指令対象物質の混入の可能性（併行生産の有無、在庫資材のRoHS適合性など）を確認するものとします。混入の可能性がある場合（併行生産あり、在庫資材のRoHS適合性不明など）は、混入防止対策の

**温室効果  
ガス排出量  
の削減**

実施を購入先様のサプライチェーンに要求し、実施状況を確認するものとします。

- ⑫ 購入先様は、パナソニックグループ事業場に製造条件(材料、工法、生産設備・製造場所、外注先、資材の購入先等)変更時の事前連絡を行うものとします。
- ⑬ 研究・開発で使用する資材は、本条第1項から第12項の適用を除外します。
- ⑭ 購入先区分2の購入先様は、化学物質が設備等から製品に飛散・落下する場合、飛散・落下する化学物質は、『ランク指針』で定めた禁止物質の含有がないものとします。また、化学物質が設備等との接触により製品に付着・移行する可能性がある場合、設備等の製品に接触する部位は、『ランク指針』で定めた禁止物質の含有がないものとします。なお、RoHS指令対象物質に追加が決定された化学物質についても、官報公示後は上記対応の対象とします。

**第12条** 購入先様は、パナソニックグループ事業場に温室効果ガス(以降、GHGと記す)排出量削減効果の高い資材を提案し、採用を働きかけるものとします。なお、GHG排出量削減効果の高い資材とは、次の資材をいいます。

1. 製品組み込み時、製品の省エネルギーに貢献する資材
2. 資材の生産時、購入先様のGHG排出量削減に貢献する資材

② 購入先様は、自らのGHG排出量削減の取り組みを次の5段階のレベルで把握し、取り組みレベルの向上をめざすものとします。

1. レベル1とは、GHG排出量の把握と削減に向けた取り組み(教育、社内体制作り等)を検討している段階をいう。
2. レベル2とは、レベル1に加え、GHG排出量を年次別や工場単位別等で把握している段階をいう。
3. レベル3とは、レベル2に加え、GHG排出量の削減目標をコミットメントとして社外公表するとともに、GHG排出量の削減の取り組みを開始した段階をいう。
4. レベル4とは、レベル3に加え、GHG排出量の削減のための継続的な改善(PDCA)を実践している段階をいう。
5. レベル5とは、レベル4に加え、購入先様の上流取引先にGHG排出量の削減の要請を実施している段階をいう。

③ 購入先様は、パナソニックグループのサプライチェーン全体でのGHG排出量の把握と削減を推進するため、パナソニックグループ事

## 資源循環の 推進

業場の要請にしたがいパナソニックグループ向けGHG排出量の算出と提出に協力するものとします。

**第13条** 購入先様は、パナソニックグループ事業場にパナソニックグループが推進する資源を有効活用する循環型モノづくりに貢献する資材を提案し、採用を働きかけるものとします。なお、循環型モノづくりに貢献する資材とは、次の資材をいいます。

1. 投入資源の削減に寄与する資材
2. 再生資源の活用拡大に寄与する資材
3. 製品輸送のための包装部材のリユース化に寄与する資材
4. パナソニックグループ拠点での生産廃棄物ゼロエミッション化に寄与する資材(資材の納入者が輸送・保護に用いる包装部材のリユース化等を含む)

② 購入先様は、自らの生産廃棄物ゼロエミッション化の取り組みを次の5段階のレベルで把握し、取り組みレベルの向上をめざすものとします。

1. レベル1とは、生産廃棄物の削減に向けた取り組み(教育、社内体制作り等)を検討している段階をいう。
2. レベル2とは、レベル1に加え、生産廃棄物の種類、量、処理状況等を把握している段階をいう。
3. レベル3とは、レベル2に加え、生産廃棄物の削減目標をコミットメントとして社外公表するとともに、生産廃棄物の削減の取り組みを開始した段階をいう。
4. レベル4とは、レベル3に加え、生産廃棄物の削減のための継続的な改善(PDCA)を実践している段階をいう。
5. レベル5とは、レベル4に加え、購入先様の上流取引先に生産廃棄物の削減の要請を実施している段階をいう。

## 水循環の 推進

**第14条** 購入先様は、パナソニックグループ事業場にパナソニックグループが推進する水循環に貢献する資材を提案し、採用を働きかけるものとします。なお、水循環に貢献する資材とは、次の資材をいいます。

1. パナソニックグループ製品の節水や水循環機能に寄与する資材
2. パナソニックグループ拠点での生産水使用量削減に寄与する資材

② 購入先様は、自らの生産水使用量削減を次の5段階のレベルで



把握し、取り組みレベルの向上をめざすものとします。

1. レベル1とは、生産水使用量の削減に向けた取り組み(教育、社内体制作り等)を検討している段階をいう。
2. レベル2とは、レベル1に加え、生産水使用量の種類、量、処理状況等を把握している段階をいう。
3. レベル3とは、レベル2に加え、生産水使用量の削減目標を設定するとともに、生産水使用量の削減の取り組みを開始した段階をいう。
4. レベル4とは、レベル3に加え、生産水使用量の削減のための継続的な改善(PDCA)を実践している段階をいう。
5. レベル5とは、レベル4に加え、購入先様の上流取引先に生産水使用量の削減の要請を実施している段階をいう。

③ 購入先様は、自らの工場排水管理を次の5段階のレベルで把握し、取り組みレベルの向上をめざすものとします。

1. レベル1とは、工場排水管理に向けた取り組み(教育、社内体制作り等)を検討している段階をいう。
2. レベル2とは、レベル1に加え、工場排水濃度を定期的に測定し、法規制値未満であることを確認している段階をいう。
3. レベル3とは、レベル2に加え、リスク発見時(基準超過時)の対応の仕組みを構築している段階をいう。
4. レベル4とは、レベル3に加え、工場排水管理のための継続的改善(PDCA)を実践している段階をいう。
5. レベル5とは、レベル4に加え、購入先様の上流取引先に工場排水取り組み要請を実施している段階をいう。

## 生物多様性 保全

**第15条** 購入先様は、パナソニックグループ事業場に生物多様性保全に貢献する資材を提案し、採用を働きかけるものとします。なお、生物多様性保全に貢献する資材の事例を次に示します。

1. 適切に管理された森林の産出木材を原料とする資材  
(例)FSC認証材
2. 保護を必要とする貴重な生態系や希少野生動物の生存に悪影響をおよぼす森林破壊等により得られた木材や鉱物などを排除した資材(今後、生物多様性保全の観点から問題のある木材や鉱物が具体的に特定された場合、そうした素材を使用していないか調査を実施する可能性があります)

② 購入先様は、自らの生物多様性保全の取り組みを次の5段階のレベルで把握し、取り組みレベルの向上をめざすものとします。

1. レベル1とは、生物多様性保全に向けた取り組み(教育、社内体制作り等)を検討している段階をいう。

2. レベル2とは、レベル1に加え、生物多様性保全の目標をコミットメントとして社外公表するとともに、生物多様性保全の取り組みを開始した段階をいう。
3. レベル3とは、レベル2に加え、ステークホルダー（自治体、NPO、専門家等）と連携した生物多様性保全の取り組みを実施した段階をいう。
4. レベル4とは、レベル3に加え、生物多様性保全のための継続的な改善（PDCA）を実践している段階をいう。
5. レベル5とは、レベル4に加え、購入先様の上流取引先に生物多様性保全の要請を実施している段階をいう。

## 第5章 コラボレーションによる成果の共有 (ECO・VC活動)

コラボレーションによる成果の共有

**第16条** 購入先様は、納入する資材に関し、パナソニックグループとのコラボレーションによる環境負荷低減とコスト合理化の活動（ECO・VC活動）を実践し、成果を共有するものとします。

## 第6章 サプライチェーン上流への働きかけ

サプライチェーン上流への働きかけ

**第17条** 購入先様は、環境関連法令の順守に加え、環境マネジメントシステムの構築、化学物質管理の徹底、GHG排出量の削減、資源循環の推進、水循環の推進、生物多様性保全などの環境負荷低減の取り組みをサプライチェーン全体に広めるため、購入先様による上流取引先への働きかけを行うものとします。

## 第7章 運 用

運用の基本

**第18条** パナソニックグループ事業場は、立地する国の法律、条例、規則等や、事業形態、顧客要求などにより、本グリーン調達基準と異なるお願いをする場合があります。このような場合、購入先様は、パナソニックグループ事業場の要請を優先するものとします。

② 購入先様は、本グリーン調達基準に基づき、Ⅲ部の「グリーン 調達運用マニュアル」にしたがい、パナソニックグループ要請を順守するものとします。

## Ⅲ. グリーン調達運用マニュアル

パナソニックグループは、環境負荷低減の取り組みを意欲的に実践している購入先様との取引を優先します。

パナソニックグループは、Ⅱ部の「グリーン調達基準」で購入先様に要請させていただきました事項の実践状況を把握し、この把握結果を用いて購入先様を評価させていただき、この評価結果を購入先様と共有することにより、購入先様での環境負荷低減の取り組みレベルの向上に繋げていきたいと考えています。

このマニュアルは、購入先様の環境負荷削減の取り組み状況を把握する手段と評価の考え方についてまとめたものです。購入先様におかれましては、このマニュアルの内容をご理解のうえ、Ⅱ部の「グリーン調達基準」で購入先様に要請させていただきました事項の実践状況の把握にご協力いただくとともに、購入先様での環境負荷低減を加速していただきますようお願いいたします。

## 1. 購入先様の取り組み状況把握手段

パナソニックグループは、購入先様にお願いしたグリーン調達の取り組み状況を次の手段を用いて把握いたします。

### (1) 購入先環境品質保証体制監査

- この監査は、『ランク指針』で定めた禁止物質の不使用保証体制を確認することを目的にしています。
- パナソニックグループは、この監査を通して購入先様の化学物質不使用体制のレベルを把握します。
- この監査は、お取引いただいておりますパナソニックグループ事業場が担当いたします。
- この監査は、別途定める監査チェックリストに基づき実施されます。購入先様には、購入先自主審査欄への事前回答をお願いします。
- この監査実施のお願いは、お取引いただいておりますパナソニックグループ事業場より別途ご案内いたします。
- パナソニックグループは、この監査を定期的を実施します。

### (2) 製品化学物質管理システム

- パナソニックグループが運用する『製品化学物質管理システム』のデータ入力状況により購入先様の対応レベルを把握します。
- この購入先様の対応レベルの把握は、パナソニックグループにて『製品化学物質管理システム』を用いて行います。

## 2. 購入先様評価の考え方

- 購入先区分別に購入先様の評価を実施します。
- 購入先区分1では、必須項目と一般項目のそれぞれで評価を行います。
- 購入先区分2および3では、一般項目で評価を行います。
- 必須項目は「環境マネジメントシステムの構築」と「化学物質管理の徹底」です。この項目は、取引継続の要素となります。
- 一般項目は、「GHG排出量の削減」、「資源循環の推進」、「水循環の推進」、「生物多様性保全」、「ECO・VC活動」です。この項目は、優先取引や表彰等の要素となります。
- ECO・VC活動は、購入先様からご応募いただきましたテーマを社内基準により審査し、優秀事例を表彰させていただきます。
- ECO・VC活動は、お取引いただいておりますパナソニックグループの事業場より別途ご案内いたします。ECO・VC活動への参加は、任意です。

## グリーン調達基準書の改定履歴

制定	1999年 3月10日	第1版
改定	2002年12月 1日	第2版
	2003年 8月27日	第3版
	2006年 4月20日	第4版
	2008年10月 1日	第4. 1版
	2010年 2月 8日	第5版
	2012年 1月 1日	第6版
	2013年 1月15日	第6. 1版
	2014年 4月15日	第6. 2版
	2016年11月30日	第6. 3版
	2019年 9月17日	第6. 4版
	2022年10月 1日	第6. 5版

パナソニックグループ

グリーン調達基準書（第6.5版）

改定日 2022年 10月 1日

発行部署：パナソニック オペレーショナルエクセレンス株式会社

グローバル調達本部